

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見  
 第6章 外国における私的複製の取扱いと私的録音録画補償金制度の現状について

意見	個人／団体名
<p>わが国と同様の補償金制度を導入している国で、これまでに制度を縮小、廃止した国はまだまだかつて存在していない。音楽や映像をこれまで通り身近に楽しむことができる環境を維持する一方で、権利者の被る不利益をこれ以上拡大させないために、一刻も早く、私的録音録画補償金制度を私的録音録画の実態に即した実効性あるものに再構築して維持すべきである。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)</p>
<p>徴収した補償金を完璧に権利者に分配することは不可能であるので、音楽、アート、文学の伝承といった共通目的のため、補償金を支出することは正当化されるとありますが、この表現はあまりにも曖昧で、管理団体に徴収料金が行く可能性がある、という印象を受けました。失礼ながら、前述のようにはじめから徴収料金の行方を不透明にするため、管理団体の懐に収めるための布石だと捉えられかねないと思います。改正後の法律の示す管理団体が引用文のJASRACのような団体にならないよう、少なくとも徴収料金の明確な行き先を定めるべきだと思います。著作権料は保護されるべき著作者に行くべきであり、そうでないなら(引用文のJASRACのように)単なる金稼ぎに思われても仕方がない節があると思います。</p>	<p>個人</p>
<p>●「78ページ～、第6章第1節 ヨーロッパ連合(EU)」に対する意見:                  EU理事会会指令公表後のEUの動向として、欧州の補償金改革について極簡単にしか触れていないが、この補償金改革についてはネットでも膨大な資料が公開                  (<a href="http://circa.europa.eu/Public/irc/markt/markt_consultations/library?=/copyright_neighbouring/stakeholder_consultation&amp;vm=detailed&amp;sb=Title">http://circa.europa.eu/Public/irc/markt/markt_consultations/library?=/copyright_neighbouring/stakeholder_consultation&amp;vm=detailed&amp;sb=Title</a>)されておき、このような資料を丹念に検討して本当の国際動向を確かめるべきである。                  特に、この検討の中で提出された、欧州のメーカー団体が集まって作っている補償金制度改革協議会(Copyright Levies Reform Alliance)の資料(<a href="http://ec.europa.eu/avpolicy/docs/other_actions/hearing%20col/eicta_clra_hear_col_2006_en.pdf">http://ec.europa.eu/avpolicy/docs/other_actions/hearing%20col/eicta_clra_hear_col_2006_en.pdf</a>)や欧州消費者組合(Bureau European des Unions de Consommateurs)の意見書                  (<a href="http://circa.europa.eu/Public/irc/markt/markt_consultations/library?=/copyright_neighbouring/stakeholder_consultation/europe_en_consummateurs/EN_1.0_&amp;a=d">http://circa.europa.eu/Public/irc/markt/markt_consultations/library?=/copyright_neighbouring/stakeholder_consultation/europe_en_consummateurs/EN_1.0_&amp;a=d</a>)を見ると、世界的に見ても明らかに補償金制度は消費者とメーカーに反対されているのであり、このような真の国際動向について、最終報告には明記されるべきである。</p> <p>●「80ページ～、第6章第2節 ドイツ」に対する意見:                  ドイツの補償金制度改革について、極簡単にしか記載されていないが、ドイツではありとあらゆる複製機器に補償金がかかり得るため、裁判で補償金の有無や多寡を決めるしかなく、この補償金に関する裁判闘争が最高裁まで行くほど泥沼の様相を呈し、かつその結果として出される補償金額に根拠はないという状況の中、81ページに書かれているように、5%の上限規定を入れようとするなど、ドイツでも補償金は合理化に向けた努力がなされているという真の動向について、最終報告には明確に記載されるべきである。                  また、ドイツにおいては、研究目的の私的複製や絶版物の私的複製についても、私的複製の権利制限の範囲内であることが法律に明記されており、日本の私的複製規定と同じ扱いをする訳にはいかないことも明記されるべきである。</p> <p>●「86ページ～、第6章第4節 イギリス」に対する意見:                  イギリスにおける私的複製の規定は、研究・学習目的のイギリスにおいても、CDリッピングのような私的複製の権利を認めるべきとする意見(<a href="http://journal.mycom.co.jp/news/2006/10/30/001.html">http://journal.mycom.co.jp/news/2006/10/30/001.html</a>)や  <a href="http://www.ippr.org.uk/members/download.asp?f=%2Fecomm%2Ffiles%2FPublic%5FInnovation%5FReport%5Ffinal%2Epdf">http://www.ippr.org.uk/members/download.asp?f=%2Fecomm%2Ffiles%2FPublic%5FInnovation%5FReport%5Ffinal%2Epdf</a>参照)があることも紹介されるべきである。                  また、イギリスでは、このようにタイムシフトを目的とした私的複製の権利制限を認めながら、補償金制度はないため、私的複製の権利制限、すなわち補償金ではないこと、特にタイムシフトは補償を必要とする複製ではないことが国際的に認められていると考えられることを、最終報告には明記するべきである。</p> <p>●「87ページ～、第6章第5節 アメリカ合衆国」に対する意見:                  以下のような恣意的な記載は、最終報告からは削除されるべきである。                  ・87ページ、「なお、同法は、汎用コンピュータやその関連の機器・記録媒体は対象とされていないが、これは、同法制定当時、コンピュータを介して音楽を録音する行為を想定していなかったためである。」:アメリカでは今もなお汎用コンピュータ等の機器に対する課金は検討されておらず、対象とされることが当然であるかのような印象を与える記載は不適切である。</p> <p>●「90ページ～、第6章第6節 その他の国」に対する意見:                  その他の国として、補償金制度がある国のみをあげており、明らかに国の選択に恣意性が見られる。特に、中国や韓国のようなアジア諸国の私的複製・補償金制度に関する規定とその法改正動向についても記載されるべきである。                  また、スペイン等の諸国についても、権利制限に関する元の条文をきちんと翻訳で示すべきである。例えば、スイスでは、企業内の閉鎖的な複製が私的複製の権利制限の範囲に明確に入っていることも参考になるであろう。                  最終報告では、国際動向について、より詳細かつ広汎な調査が記載されるべきである。</p> <p>●「95ページ～、第6章第7節 世界知的所有権機関(WIPO)」に対する意見:                  WIPOのホームページに載っている著作権テキスト(<a href="http://www.wipo.int/freepublications/en/copyright/935/wipo_pub_935.pdf">http://www.wipo.int/freepublications/en/copyright/935/wipo_pub_935.pdf</a>)の第53ページには、クラスメイトのCDから自分のMP3プレーヤーにコピーすることは違法と書かれており、世界的に見て必ずしも、友人から借りたCDからの複製が適法とされている訳でないことも参考情報として書かれるべきと思われる。</p>	<p>個人</p>
<p>調査の対象となっているのは、イギリスを除いてすべてが私的複製に対する補償金制度を何らかの形で導入している国であり、イギリスではほぼすべての私的複製が認められていない。現状の記述では、本項は私的複製に対する補償金制度が存立することを当然の前提としており、今後の議論にあたって予断を与えるものである。小委員会の議論においては私的複製に対する補償金制度そのものが不要になる場合をも検討しているのであるから、私的複製を容認しながらそれに対する補償金制度を導入していない国についても、少なくとも1か国は調査の上で記述すべきである。調査した限りで存在しないのであれば、その旨を調査対象とした国とともに明示すべきである。</p>	<p>個人</p>
<p>諸外国における、消費者保護の枠組み(アメリカにおけるフェア・ユース規定、スペインにおける第31条3項、オーストラリアにおける42条等々)を参考に、わが国における「私的複製」の曖昧さを正し、どこまでが合法で、どこからが違法なのかについてガイドラインを作成することを強く希望する。現状のように、無闇に広いグレーゾーン全てを著作権侵害とみなして、消費者一般から補償金を徴収するというビジネスが成り立っている状況は、異常である。</p>	<p>個人</p>

○89ページ 8補償金の返還制度  
保証金の返還制度を作るべきである。

個人